

石巻リハビリテーション研究会

会則

(名称)

第1条 本会は、石巻リハビリテーション研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務所は、宮城県石巻市貞山1丁目10-1-5 テラヴィ | 102号に置く。

(目的)

第3条 本会は以下の目的にて活動する。

- (1) 宮城県内のリハビリテーション専門職種の卒後教育者および臨床での指導者を基本対象者とし、宮城県養成校の卒後教育現場として、職場の臨床現場以外で学びの場(off the job training)を提供する。
- (2) 上記対象者への学びとして、病態などの専門知識と身体の関係性について知ること、自分なりの評価・分析・治療の幅を広げる。また、実技練習を通して技術力の向上に努め、患者の治療に最善を尽くすための評価・分析・治療のプロセスを経験する。
- (3) 本研究会にて上記の学びを提供することで「臨床現場におけるリハビリテーションサービスの質の担保」を目指し、卒後教育プログラムとして自立したリハビリテーション専門職を養成するとともに、「卒後教育を担える人材、卒前の学生の臨床指導が担える人材を育成」する。また「病院や施設での教育のマネジメントのシステム化」を目指し、多様な人材とともに作成していく。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) リハビリテーションに必要な知識・技術についての講習会
- (2) 参加型ワークショップによる症例検討会、教育マネジメントのシステム化
- (3) 不定期的なQOLの機会への情報提供(バリアフリービーチ、障害者スポーツなど)
- (4) 各関係機関への働きかけ運動
- (5) その他目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次とする。

会員は、この会の目的に賛同し会員登録したのち入会したものとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得るものとする。入会者には当研究会に限り指導補助者として活動が可能となる。

(会費)

第7条 本会は会員に対し入会費、年会費等の会費を定める事はしないものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 下記に定める事由に該当した場合には、代表は、会員を強制的に脱退させることができる。

①本会規約に違反したとき。

②本会を利用し、利己的な活動を行ったとき。

③公序良俗に違反し、反社会的な行動を行ったとき。

④上記のほか、本会の運営上好ましくない者と代表が認めた時。

(資産および活動年度)

第9条

(1) 本会の事業を遂行するために必要な経費は、事業に伴う収入、寄付金品、その他の収入を当てる。

(2) 本会の活動年度は毎年4月1日～3月31日とする。

(免責規定)

第10条

本会及び本会の会員（会代表及びその他の役員を含む。）は、本会活動に伴い生じた事故等に関し、いかなる責任も負わず、各会員の自己責任とする。

(運営規約の改定)

第11条

1. 本会規約は、総会及び臨時総会に参加した人数の過半数の同意をもって、改定することができる。
2. 本会規約の改定は、代表の発議によるものとする。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代表

〒986-0851

宮城県石巻市貞山1丁目1-10-5 テラヴィ | 102号 横山 翼

2. 本会則は、会の設立日である2018年4月1日から施行する。

石巻リハビリテーション研究会 入会申込書

申込年月日 2018年 月 日

ふりがな：

氏名：

E-mail：

卒業養成校：

現所属：

職種：

個人情報の取り扱いに同意する（にチェックを入れる）

本申込書に記入された個人情報は、当研究会からの案内や研究会の運営に必要な目的にのみ利用します。法令に基づく場合以外は、第三者に提供することはありません。

私は石巻リハビリテーション研究会の会則に従い、会員になることを承諾致します。

申込者 印	代表理事 印
----------	-----------

2018年 月 日 承諾